

関門海峡観光推進協議会 団体旅行支援補助金 概要

【実施主体】 関門海峡観光推進協議会（下関市・北九州市）

【実施期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

※上記期限内に催行されるものに限る。

【補助金額】 宿泊 ツアー 1人当たり 2,000円（上限50,000円）

日帰りツアー 1人当たり 500円（上限25,000円）

※交付申請額が本事業の予算額に達した時点で補助金募集終了とする。

【補助条件】（1）～（5）の条件を満たすこと。

- （1）旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ日本国内の事業所であること。
- （2）北九州市外及び下関市外からの参加者を対象としたものであること。
- （3）旅行の構成人員は15名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。
- （4）《宿泊》関門エリア（北九州市門司区及び下関市）の宿泊施設に1泊以上し、関門エリアの業者で食事を手配するか、関門エリアの観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。（宿泊＋食事 or 観光）
《日帰り》関門エリアの業者で食事（利用を証明できない自由昼食等は除く。）を手配し、関門エリアの観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。（食事＋観光）
- （5）以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
 - （ア）企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。
 - （イ）発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - （ウ）その他、会長が不相当と認めるもの。

※助成金の交付については、原則として同一業者（営業所）につき4回までとします

【申請方法】

○ツアー催行7日前までに「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出し内容について審査を受けます。（申請内容が適当と認められた場合「補助金交付決定書（様式第2号）」が発行されます。）

○ツアー終了後1か月以内に「実績報告書（様式第4号）」を提出していただき審査が終了すると、催行人数分の補助金を交付します。※実績報告書に「行程表」及び「宿泊ツアーの場合は宿泊をしたこと、日帰りツアーの場合は食事をしたことの証明（第三者が発行した旅行者人数が記載された領収書の写し等）」を添付していただきます。

【お問合せ先・書類の送付先（事務局）】

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1 下関市観光政策課（担当：本村、岡田）

TEL:083-231-1350 FAX:083-231-1853 Email:sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp